



千葉労働界

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222)7207番

96.1.4 No. 4320

オウム真理教への適用を口実とした

破防法の発動弾劾!

村山内閣打倒! 朝鮮侵略戦争阻止!

破防法発動は「発動のための発動」

昨年二月一四日、村山政権は、オウム真理教に対して、破壊活動防止法(破防法)の団体解散条項を、戦後初めて発動することを決定した。

すでに「日刊労働千葉」紙上でも明らかにしてきたように、オウム真理教とは、無差別大量虐殺をもって労働者に襲いかかるファシスト集団であり、これ自体徹底的に弾劾、糾弾されなければならない。

しかし、今回の破防法(団体解散)発動は、オウム真理教の解体が真の理由ではない。実際オウム真理教は、すでに組織、活動、財政的にも崩壊寸前と目している状況である。にもかかわらず破防法(団体解散)を発動する真の狙いは、オウム真理教崩壊を目前にして、このままでは破防法(団体解散)適用の理由を失うことに危機感を感じての「発動のため 発動」と言わなければならない。

一般の労働組合まで調査対象を拡大

破防法は、一九五〇年に始まった朝鮮戦争下で、戦前の治安維持法、戦後占領下での団体等規制令(団規令)(注一)を引き継ぎ、五二年に成立した。とくに、七〇年安保闘争の過程で、当時の佐藤政権が推し進める沖縄「返還」政策に反対する闘いが沖縄―本渡を貫いて闘われている中、六九年四月二八日、破防法(扇動罪)が適用され、言論の弾圧が行われたが、安保―沖縄闘争の高揚とその後の闘いで破防法の発動を阻止してきたのである。

とくに、破防法の団体解散条項は、適用された団体の構成員から思想・言論・結社の自由を奪い、しいては無制限に拡大解釈されかねない内容となっているのである。

昨年、公安調査庁の内部文書が明るみに出された。その内容は、破防法に基づく調査の対象が、従来の共産党、朝鮮総連、新左翼、右翼等にとどまってい

たものを、一般の労働組合、市民・住民運動団体まで拡大するというものであった。

一九二五年、に制定された治安維持法(注二)の適用が、国体の護持(天皇制の維持)のもと、当時の共産党から社会主義者、労働組合、文筆家、宗教家等へと拡大され、戦争反対の声が圧殺され、戦争へと突き進んでいった歴史を繰り返さないためにも、破防法(団体解散)に断固反対しよう

破防法発動を弾劾し「憲法」「改悪」阻止

では、今なぜ破防法が発動されなければならないのだろうか。それは、「戦後五〇年」攻撃がことごとく破産し、アジアをめぐる日米関係は対立の極に達し、朝鮮半島では一触即発の

状況があり、深刻化する長期不況と「大失業時代と戦争の時代」の到来の中で、労働者の怒りは極限に達し、また、安保体制を揺るがす沖縄の闘いは全国の労働者の決起を促し、打倒される対象として恐れを抱く権力―村山政権が、その治安弾圧を狙って蘇らせようとしているのである。

また、この破防法(団体解散)の発動は、「憲法」「改悪」と同一の攻撃である。

一切の反対を破防法で圧殺し、戦争のできる軍事大国を築き上げ、アジアへの侵略を再び許さないためにも、破防法(団体解散)発動を徹底的に弾劾し、反対の闘いを展開しよう。

闘う労働運動の新たな潮流をめざし、九六年を闘いぬこう!

【注一】団体等規制令(団規令)

戦後、アメリカ占領軍の命令に基づき一九四九年四月に制定された政令。「極端な国家主義的・暴力主義的・反民主主義的な団体の結成・指導等を禁止することを目的」とうたい、政治団体の届出、構成員の登録、当局への出頭を強制した。現実には、在日朝鮮人連盟等四つの朝鮮人団体と共産党のいくつもの地方組織が解散命令を受けた。また、党員登録された共産党員に対してはレッドパージが行われた。破壊活動防止法の制定により廃止された。

【注二】治安維持法

一九二五年公布。第一条「国体を変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ之ヲ罰ス」とあり、当初は共産主義運動と植民地下での解放闘争を弾圧対象とした。二八年死刑導入、四一年から予防拘禁制度を新設し、労働運動・農民運動・宗教団体等にも適用される。四五年一〇月の廃止までの二〇年間で約七万人が検挙された。